第2節 各 論

第1 消火器具

I 技術基準

1 用語の定義

(1) 消火器具

消火器と簡易消火用具の総称をいう。

(2) 消火器

水その他消火剤(以下第1において「消火剤」という。)を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの(収納容器(ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。)に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び政令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。)であって、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号。以下「消火器規格省令」という。)の規定に適合するものをいう。

また、消火器規格省令第3条又は第4条に規定する消火試験により測定した能力単位の数値が1以上でなければならない。

(3) 大型消火器

能力単位の数値が、消火器規格省令第1条の2第13号に規定するA火災に適応するものにあっては10以上、同条第14号に規定するB火災に適応するものにあっては20以上であって、第1-1表の消火剤の量を有する消火器をいう。

第1-1表

消火剤	消火剤の量
水又は化学泡	80L以上
機械泡	20L以上
強化液	60L以上
ハロゲン化物	30 kg以上
二酸化炭素	50 kg以上
粉末	20 kg以上

(4) 簡易消火用具

水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩をいう。

(5) 住宅用消火器

消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。

(6) 水系等の消火器

水系等の消火器とは、水系統にあっては、消火器規格省令第1条の2第4号又は第6号に規定する水消 火器又は強化液消火器、粉末系統にあっては、同条第10号に規定する粉末消火器をいう。

2 一般事項

(1) 政令第10条第1項第1号ロに規定される「火を使用する設備又は器具」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として設ける、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」をいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、法第9条に規定される「その使用に際し、火災の発生のおそれの ある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものであること。

(2) 省令第5条の2に規定される「防火上有効な措置」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する装置を設けることをいう。

ア 調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 自動消火装置

条例第3条の2第1項第3号ハに規定するもののうち、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する装置をいう。

- (ア) レンジ用簡易自動消火装置
- (イ) フライヤー用簡易自動消火装置
- (ウ) フード・レンジ用簡易自動消火装置
- (エ) フード・フライヤー用簡易自動消火装置
- ウ その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより火を消す装置である、圧力感知安全装置等をいう。

(3) 家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに、次のいずれかの機能が設けられたものは「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱う。

当該機能の有無は、家庭用ガスコンロの取扱い説明書等により確認すること。

ア グリル過熱防止機能

グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能をいう。

イ グリル消し忘れ機能及び炎あふれ防止機能

(ア) グリル消し忘れ機能

グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能をいう。

(イ) 炎あふれ防止機能

グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能をいう。

- (4) 鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置は「防火上有効な措置」には該当しないものとする。
- (5) 省令第6条第4項に規定されている「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」は、次によること。 ア 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の使用電圧については、交流にあっては600 V を、直流にあっては750 V を超えるもの。
 - イ 「その他これらに類する電気設備」は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する 電気機器(電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等を いう。以下同じ。)、急速充電設備及び蓄電池設備をいう。
- (6) 条例第36条第2項第2号に規定されている「その他これらに類する電気設備」は、発電機又は変圧器の 特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器、急速充電設備及び蓄電池設備をいう。

なお、次のアからカのいずれかに該当するものを除く。

- ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの
- イ 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性 ガスを発生するおそれのないもの
- ウ 蓄電池設備で、その容量が4,800Ah・セル未満のもの
- エ 鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池設備のうち、制御弁式のもの
- 才 配線、照明、電動機等
- カ 急速充電設備で全出力が20kW以下のもの及び200kWを超えるもの
- (7) 省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」については次によること。

アボイラー、乾燥機は、規模や容量にかかわらず小規模なものが設置された室も対象となること。

- イ 「その他多量の火気を使用する場所」は、飲食店の小規模ガスこんろを設置した場所及び社員食堂の 厨房、学校の家庭科実習室の厨房機器を設置した場所についても対象となるほか次の(ア)から(ケ)に定め る場所をいう。
 - (ア) 厨房(個人の厨房を除く。)
 - (イ) 営業用食品加工炉を設置する場所
 - (ウ) 工業炉を設置する場所
 - (エ) かまどを設置する場所

- (オ) 熱風炉を設置する場所
- (カ) サウナ室
- (キ) 公衆浴場の火焚場
- (ク) 火葬場のかま場
- (ケ) 焼却炉を設置する場所
- (8) 条例第36条第2項第3号に規定する「その他多量の火気を使用する場所」は、前(7)、イの(カ)を除く (7)から(b)に定める場所をいう。

3 能力単位

省令第6条に規定する能力単位は、次によること。

(1) 第1-2表の防火対象物等の区分に応じ、次の式により能力単位を算出すること。

消火器具の能力単位 ≥ <u>延べ面積又は床面積</u> 下表に掲げる数値

第1-2表

防火対象物等の区分	面積
(1)項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項、(17)項	50 m²⋅××
(1)項口、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項まで	100 m²⋅×
(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項	200 m²⋅×
鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	25 m²

[※] 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものは面積を2倍の数値とする。

(2) 簡易消火用具の能力単位は第1-3表により算出すること。

第1-3表

種 別	容 量	能力単位
水バケツ	8L以上のものを3個	1
水槽	80L以上の水槽1個と8L以上の消火専用バケツ3個以上	1.5
77(16	190 L 以上の水槽 1 個と 8 L 以上の消火専用バケツ 6 個以上	2. 5
乾燥砂	50L以上の一塊とスコップ	0.5
膨張ひる石又は 膨張真珠岩	160L以上の一塊とスコップ	1

- (3) 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、電気設備がある場所の床面積100㎡以下ごとに政令別表第2の電気火災に適応するものを1個設けること。
- (4) 鍛造場、ボイラー室その他多量の火気を使用する場所があるときは、当該場所の床面積25㎡で除して得た数値を省令第6条第1項で算出した数値に加算した数値以上になるように設けること。

4 消火器具の能力単位の減少

(1) 消火器具の設置を要する防火対象物又はその部分に他の消火設備等を設置した場合は、省令第7条第2項、第8条第1項及び第2項の規定に基づき第1-4表のとおり消火器具の能力単位の数値の減少をすることができる。ただし、消火設備等の適応性が設置すべき消火器具の適応性と同一である場合に限る。

第1-4表

減免の要件	減免できる能力単位の数値等
大型消火器の有効範囲内の部分	2分の1
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消	0 /3 1/10
火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末	大型消火器を設置しないことがで
消火設備の有効範囲内の部分	きる。

[※] 防火対象物の11階以上の部分に設置するものには適用しない。

(2) 前(1)により能力単位の数値を減少することができるが、省令第6条第6項に規定する歩行距離は緩和されない。

5 設置方法

- (1) 消火器具は、防火対象物の階ごとに防火対象物の各部分及び設置を要する場所の各部分から、それぞれ 一の消火器具に至る歩行距離が20m以下(大型消火器は歩行距離が30m以下)となるように配置すること。
- (2) 簡易消火用具は、設置する箇所ごとに、省令第6条第1項に規定する能力単位が1以上になるように設置すること。
- (3) 省令第9条によるほか、次により設置すること。
 - ア 転倒防止措置を講じている場合は、取り出し易い措置が施されていること。
 - イ 厨房等で水が床に飛散する場所及び多湿の場所に設置する場合は、壁体に支持、架台に設置又は格納 箱に収納等の措置を講じること。
 - ウ 屋外又は風雨にさらされるおそれのある場所に設置する場合は、格納箱に収納する等の防護措置を講じること。
 - エ 工場等で蒸気、腐食性のガスが発生するおそれのある場所に設置する場合は、合成樹脂の覆い又は格 納箱に収納等の環境に応じた防護措置を講じること。
 - オ 二酸化炭素を放射する消火器は、直射日光のあたる場所、高温の場所に設置しないこと。
- (4) 設置場所の制限
 - 二酸化炭素、ハロゲン化物(ハロン1301を除く。)を放射する消火器は、次に掲げる防火対象物及び場所に設置してはならない。
 - ア 政令別表第1 (16の2) 項
 - イ 政令別表第1(16の3)項
 - ウ 換気について有効な開口部の面積が床面積の30分の1以下で、かつ、当該床面積が20㎡以下の地階、 無窓階又は居室
- (5) 少量危険物貯蔵取扱所に設置する場合は、令第10条第1項第4号、規則第6条第3項及び条例第31条の 2第3項の規定によるほか、少量危険物と指定可燃物の運用基準によること。
- (6) 指定可燃物貯蔵取扱所に設置する場合は、令第10条第1項第4号、規則第6条第3項及び条例第34条第2項及び条例第34条の2第3項の規定によるほか、少量危険物と指定可燃物の運用基準によること。

6 消火器具の配置方法の緩和

次のいずれかに該当する場合は、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、省令第6条第6項の規定について適用しないことができる。ただし、省令第6条第1項から第6項の規定により算定した所要本数を満足していること。

この場合、政令第32条又は条例第47条の規定の適用に際し、関係者からの特例申請を要しないものとし、 特例適用の経過等を火災予防規程第34条第3項に基づき作成する調査書等に明らかにしておくこと。

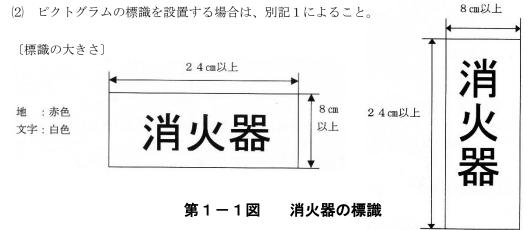
(1) 劇場等の居室内で一の消火器具に至る歩行距離が20mを超える場合は、通行又は観覧に支障がなく、容

易に使用できる客席部分の周壁又は客席に最も近い廊下等に設置することができる。

- (2) 政令第13条第1項又は条例第40条第1項に掲げる防火対象物又はその部分の防護区画内で、当該防護区 画内に政令第16条、第17条又は第18条で規定する技術基準により、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消 火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該防護区画の出入口等の部分に集約して設置することができる。
- (3) 利用者のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく設置維持が困難な場合は、管理室等の常駐場所に集約して設置することができる。
- (4) 冷凍倉庫等、周囲温度が消火器の使用温度範囲外の場所は、当該出入口等の部分に集約して設置することができる。
- (5) メゾネット型共同住宅等で、上階又は下階の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となる場合は、いずれかの階に設置することができる。

7 標 識

(1) 省令第9条第4号で規定する標識は、地を赤色、文字を白色とし、大きさを短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること(第1-1図参照)。◆



8 水系等の消火器の設置指導◆

震災対策上及び様々な火災実態等を考慮し、即効性のある粉末消火器と射程が長く確実性のある水系統の 消火器等を併用して使用することがより効果的であることから、次により指導すること。

- (1) 適用防火対象物 政令第10条又は条例第36条の適用がある防火対象物又はその部分のうち、水系等の消火器が適応するもの
- (2) 設置数の割合 前(1)に設置する消火器の種別は、水系統が設置総数の2分の1を超えるようにすること。
- (3) 各消火器の最低能力単位は、消火器規格省令第1条の2第13号に規定するA火災に適応する能力単位が、水系統にあっては1単位以上、粉末系統のものにあっては2単位以上であること。

9 廃消火器のリサイクルシステムの運用に伴う対応

別記2によること。

別記1

消火器の標識に係るピクトグラムの設置要領

1 設置要領

- (1) 床置き、壁掛け等で、消火器を直接視認できる状態で設置する場合においては、消火器の標識に係るピクトグラム(以下「消火器のピクトグラム」という。)を設置すれば、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、省令第9条第4号の規定に基づく「消火器」と表示した標識を設けないことができる。
- (2) 消火器を格納箱等に収納し、消火器を直接視認できない状態で設置する場合においては、消火器のピクトグラムを設け、格納箱等に「消火器」と表示すること。 なお、「消火器」の表示の大きさ及び色等については、指定しないものとする。
- (3) 消火器のピクトグラムは、JIS Z 8210に適合するものとし、地を赤、消火器のシンボルを白で表すものとすること。
- (4) 消火器のピクトグラムの大きさは、9cm角以上のものとすること。
- (5) 消火器のピクトグラムは、床面からの高さが概ね0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。また、前(2) により、消火器を屋内消火栓等と近接して設置する場合には、消火器のピクトグラムの床面からの高さと 屋内消火栓等の表示灯の高さを合わせること。
- (6) 消火器のピクトグラムは、多数の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に設置すること。

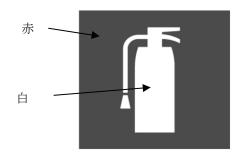
2 特例適用等

- (1) 新築防火対象物で関係者から「消火器」と表示した標識に代えて消火器のピクトグラムを設置したい旨の事前相談等があった場合は、条例第64条第1項に基づく申請は要しないものとするが、特例を適用した旨を火災予防規程第34条第3項により作成する調査書等に記載すること。
- (2) 既存防火対象物で消火器のピクトグラムを設置した場合は、法第17条の3の2に規定する届出を要しないものとする。

3 留意事項

- (1) 消火器のピクトグラムの大きさ及び設置位置については、大規模空間などの設置場所の環境に応じ、視認性を考慮したものとするよう指導すること。
- (2) 格納箱等に「消火器」又は「消火栓」等と表示する場合は、努めて英語などの言語を併記するよう指導すること。
- (3) 消火器のピクトグラムの設置等の指導は、事前相談等の機会をとらえて実施するとともに、防火対象物の関係者等に趣旨を説明し、理解を得るよう努めること。

消火器のピクトグラム



JIS Z 8210

別記2

廃消火器リサイクルシステムの運用に伴う対応について

都民及び防火対象物その他の施設等の関係者(以下「都民等」という。)からの老朽化消火器の廃棄に対する問合せ、相談、依頼等(以下「問合せ等」という。)については次のとおり対応すること。

1 消火器リサイクルシール

- (1) 「社会実験用」の消火器リサイクルシール(以下「シール」という。第1-2図参照)は、平成22年に 新たに製造された消火器に限り、一般社団法人日本消火器工業会及び消火器メーカーがリサイクル費用を 負担して貼付されている。
- (2) 「新製品用」のシール(第1-3図参照)は、平成23年以降に新たに製造された消火器に貼付されている。
- (3) 「既販品用」のシール(第1-4図参照)は、平成21年以前に製造された消火器を都民等が廃棄を依頼 する消火器に貼付する。(消火器リサイクル費用を特定窓口又は指定引取場所に支払い、当該特定窓口又 は指定引取場所に従事する者が、消火器を引き取る時にシールを貼付する。)

2 廃消火器リサイクルシステムへの対応

都民等から消火器の廃棄に係る問合せ等があった場合は、次の連絡先を周知すること。

- (1) 株式会社消火器リサイクル推進センター (電話03-5829-6773)
- (2) 株式会社消火器リサイクル推進センターのホームページに掲載する特定窓口又は指定引取場所

3 留意事項

都民等からの問合せ等については、次の事項について周知すること。

- (1) 都民等が特定窓口又は指定引取場所へ廃消火器を持ち込まずに引取回収を依頼する場合の回収に伴う包装、運搬及び保管の費用は、消火器リサイクル費用以外に別途必要となること。
- (2) 都民等が廃棄を依頼する消火器のシールは、消火器を廃棄する時点で、既販品用のシールを貼付するもので、使用中の消火器に貼付するものではないこと。
- (3) 消火器リサイクル費用は、廃消火器の大きさ等により支払金額が異なることから、費用に係る問い合せについては、回収を依頼する特定窓口又は指定引取場所へ事前に確認するよう指導すること。
- (4) 特定窓口又は指定引取場所の営業時間、回収の受付方法等については、場所により異なることから、都民等が廃消火器の持ち込みを行う際は、事前に確認するよう指導すること。
- (5) シールに記載される有効期限は、業務用消火器の「設計標準使用期限」及び流通期間内での円滑な回収を促進するため設定していることから、シール有効期限内での回収が望ましいこと。



第1-2図 社会実験用シール



第1-4図 既販品用シール



第1-3図 新製品用シール

Ⅱ 検査要領

1 設置個数、能力単位

- (1) 設置個数及び能力単位の数値は、それぞれ防火対象物又はその部分に適したものであること。
- (2) 消火器の設置の付加又は減少の数値は、適正であること。
- (3) 必要能力単位の数値及び設置個数が適正であること。
- (4) 簡易消火用具は、設置場所に適応したものであること。
- (5) 消火器と簡易消火用具を併設した場合にあっては、消火器の能力単位の数値が簡易消火用具の能力単位の合計数の2倍以上であること。

2 適応性

設置場所の構造、用途、設備、貯蔵物品等の対象物の区分に適応した消火器具であること。

3 設置場所等

- (1) 歩行距離が20m(大型消火器にあっては30m)以下となるように配置してあること。
- (2) 通行又は避難に支障なく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができること。
- (3) 床面からの高さが1.5m以下の箇所に設置してあること。
- (4) 周囲温度は、消火器の使用温度範囲内であること。
- (5) 転倒防止の必要のあるものは、取り出し易い転倒防止措置が施されていること。
- (6) 蒸気、腐食性のガス等の発生するおそれのある場所に設置してあるものには、ビニル覆、格納箱に収納等の防護 措置が講じてあること。
- (7) 水を流す場所等に設置してあるものは、保持装置により壁体に支持するか、架台を設ける等の防護措置 が講じてあること。
- (8) 屋外に設置してあるものは、格納箱に収納するなどの防護措置が講じてあること。

4 標識

消火器具の標識が適正に設けてあること。

5 機器

- (1) 検定品である旨の合格表示が貼付されていること (第1-5図)。
- (2) 各部に変形、損傷等がないこと。



第1-5図